



山形村子育て支援ショートステイ事業のご案内

～ご家庭でお子さんの養育が一時的に困難になったとき、
お子さんを児童福祉施設で宿泊によりお預かりします。～

【対 象】 村内に居住する18歳未満のお子さん

【利用の理由(保護者)】

- ・ 疾病又は負傷しているとき。
- ・ 妊娠中又は出産後間がないとき。
- ・ 同居の親族を看護しているとき。
- ・ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっているとき。
- ・ 冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、学校等の公的行事へ参加するとき。
- ・ 育児疲れ、慢性疾患児の看護疲れ、養育不安の状態であるとき。



【利用期間】 原則として7泊以内

【利用の方法】

- ・ 子育て支援課(子育て支援センターすくすく内)へ申請書を提出してください。
- ・ 利用決定後は、施設に連絡し、送迎は保護者が行ってください。
- ・ 医療機関にかかった場合の費用は、保護者の負担となります。
- ・ 利用料はお迎えの時に直接施設にお支払いください。

【利用施設】 日赤乳児院(松本市岡田)、松本児童園(松本市島内)、木曾ねざめ学園(上松町)、つつじが丘学園(岡谷市川岸)

【利 用 料】 1泊の利用料は、子どもの年齢と世帯の状況により以下のようになります。

対象区分	対象年齢	利用者負担分
生活保護世帯等	2歳未満又は慢性疾患の児童	0
	2歳以上の児童	0
養育者世帯 市町村民税が非課税の世帯 ひとり親世帯	2歳未満又は慢性疾患の児童	1,100
	2歳以上の児童	1,000
その他の世帯	2歳未満又は慢性疾患の児童	5,350
	2歳以上の児童	2,750

問合せ先 ; 子育て支援課(子育て支援係(子育て支援センター内))
電話 98-5600 FAX 50-5611